

岩手県告示第22号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年12月21日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社菊地建設
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区羽田町駅東一丁目25番地
    - ウ 代表者の氏名 菊地みつゑ
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第1600号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年12月13日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年12月21日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社高橋建設工業
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢区白山字船橋36番地4
    - ウ 代表者の氏名 高橋久興
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第4257号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年12月19日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年11月28日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社黒沢組
    - イ 主たる営業所の所在地 宮古市佐原三丁目2番2号
    - ウ 代表者の氏名 黒澤武男
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第120083号
  - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年11月25日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。